

人材紹介手数料規程

(一部抜粋)

(報酬の請求、支払いおよび報酬額)

第1条 本件報酬は、「乙」が「甲」に紹介した採用決定者「丙」の想定報酬（基本給、諸手当、賞与、確定残業代等を含む）の 35% を紹介手数料（消費税別）とする。